五　前号に規定する法人が法第四十三条の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第二十三条第三項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通」に改め、同条を第六十条とする。

第二十二条第一項中「法第三十条」を「法第四十三条の三の十七」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず」を削り、「法第二十三条第一項」を「法第四十三条の三の五第一項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に、「又は法第二十六条第一項」を「若しくは法第四十三条の八第一項」に改め、「変更の許可を受け」の下に「、又は法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をして」を加え、「にあっては、当該許可を受けて」を「における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日（法第四十三条の三の八第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過」に改め、同条第三項中「変更に係る運転計画を」を「変更したに係る運転計画を変更の日から三十日以内に」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、「変更の日から三十日以内に」を削り、同条第四項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び副本一通」に改め、同条を第五十九条とする。

第五条から第二十一条までを削る。

第四条中「令第十四条の」を「令第二十条の三の」に改め、同条第一項第一号中「令第十四条第三号」を「令第二十条の三第三号」に、「法第二十三条第二項第三号」を「法第四十三条の三の五第二項第三号」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「法第二十三条第二項第五号」を「法第四十三条の三の五第二項第五号」に、「前条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に、「法第二十三条第二項第八号」を「法第四十三条の三の五第二項第八号」に改め、「廃棄の方法を」の下に「記載し、法第四十三条の三の五第二項第九号の放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第六号に掲げる事項によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第七号に掲げる区分によって」を加え、同項第二号中「令第十四条第五号」を「令第二十条の三第二号から第五号まで、第九号及び第十号」に、「工事工程表」を「工事の順序及び日程」に改め、同条第二項中「法第二十三条第二項第二号」を「法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで」に改め、「の各号」を削り、同項第一号、第二号、第四号及び第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設における放射線の管理」に改め、同項第十号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本一通」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の四十三条を加える。

（許可を要しない発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）

第六条　法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものであって、次に掲げるものとする。

一　第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であって、発電用原子炉施設が同一の工場又は事業所内に二以上存する場合において使用済燃料貯蔵当該設備の全部又は一部を共用するもの（当該設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）

二　第三条第一項第二号トの放射性廃棄物の廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更であって、発電用原子炉施設が同一の工場又は事業所内に二以上存する場合において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備当該施設等の全部又は一部を共用するもの

三　第三条第一項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更であって、同一の固体廃棄物貯蔵庫においての貯蔵能力を変更するに係るもの

四　第三条第一項第二号ヌ(1)の非常用電源設備の構造の変更であって、許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの（当該設備に接続する設備の変更を伴うものを除く。）

（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出）

第七条　発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　変更の内容

四　変更の理由

五　工事計画

2　前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。

一　前項第三号の変更の内容については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。

二　前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二　変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三　変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四　変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五　変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六　変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七　変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八　変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九　変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十　変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

4　第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（工事の計画の認可を要しない工事）

第八条　法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設の設置又は変更の工事は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる工事

二　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係る工事（以下「制限工事」という。）（前号に掲げるものを除く。）

2　法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事、急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は品質管理監督システムの計画（研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者